

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警 視 庁 生 活 安 全 部 長
各道府県警察（方面）本部長 殿
（参考送付先）
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局長広域調整担当部長

警 察 庁 丁 保 発 第 2 7 号
令 和 7 年 2 月 1 9 日
警察庁生活安全局保安課長

本邦に輸入される電磁石銃の取扱いに係る税関との連携等について（通達）
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、電磁石銃が本邦に輸入される場合の税関における取扱いについて、今般、警察庁から財務省に対し、別添1のとおり、協力依頼を行い、同省より別添2のとおり文書が発出されたところである。

各都道府県警察においては、下記の事項に留意の上、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 法第25条に係る税関からの通報への対応等

(1) 入国者が所持する電磁石銃の仮領置

本邦に上陸しようとする者（以下「入国者」という。）が電磁石銃を所持している場合は、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第25条第1項ただし書に該当する場合を除き、税関から上陸地を管轄する都道府県警察へ通報がなされることから、通報を受けた都道府県警察は、速やかに税関と調整を行い、入国者から当該電磁石銃を仮領置すること。

(2) 引継ぎをした電磁石銃に係る税関への連絡

電磁石銃を所持していた入国者が当該電磁石銃を本邦外へ持ち出し又は積み出そうとする場合において、その出入国港の所在地又は積出地が当該入国者の上陸地と異なり、法第25条第2項により、その出入国港の所在地又は積出地を管轄する警察署長に電磁石銃が引き継がれた場合には、その旨を上陸地の税関に連絡すること。

(3) その他

税関から電磁石銃該当性について照会があった場合には、その判断を含め、適切に対応すること。

2 税関との連携

改正法の施行後、上記1に記載のとおり税関から通報があるほか、輸入される物件が電磁石銃に該当するか否か等について、税関から照会がなされる場合があることから、管轄の税関と警察署との間で連絡要領を定めたり、日頃から取扱いの多い電磁石銃について情報共有を行ったりするなど、協力体制を構築しておくこと。

警察庁丙保発第 2 号
令和 7 年 1 月 24 日

財務省関税局長 殿

警察庁生活安全局長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う電磁石銃の輸入時の取扱いについて（依頼）

平素より警察行政への御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

電磁石銃の所持を原則禁止とし、許可制を導入することなどを内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 3 月 1 日から施行されます。

つきましては、改正法の施行日以降における電磁石銃の通関時の取扱いについて、下記のとおり、特段の御配慮をお願いします。

記

1 規制の対象となる電磁石銃

改正法により規制の対象となる電磁石銃は、「電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるもの」（改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号）である。

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 2 号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号。以下「府令」という。）第 2 条第 1 項において、電磁石銃が発射する弾丸の運動エネルギーの値の測定方法について、弾丸の速さ及び質量の測定値に基づき算出することとし、府令第 3 条において、規制の対象となる電磁石銃の威力の下限值である弾丸の運動エネルギーの値について、20.0 ジュールとしている。

2 税関への確認依頼事項

(1) 電磁石銃所持許可証等の確認

本邦に上陸しようとする者（以下「入国者」という。）が電磁石銃を所持している場合又はその他の方法により電磁石銃が輸入される場合は、通関の際、入国者又は当該電磁石銃を輸入しようとする者（以下「入国者等」という。）から当該電磁石銃に係る所持許可証（府令別記様式第 30 号）の提示を受けることなどにより、提示された所持許可証に記載された所持許可者の氏名、電磁石銃の型式、特徴等から、当該入国者等が法第 3 条第 1 項第 2 号の 2 又は第 3 号に該当し、国内で適法に当該電磁石銃を所持することができるものであることを確認すること。

(2) 法第 25 条に係る警察への通報

入国者が電磁石銃を所持している場合は、法第25条第1項ただし書に該当する場合を除き、上陸地を管轄する都道府県警察に通報すること。

(3) その他

上記のほか、本邦に輸入される電磁石銃については、「本邦に輸入される銃砲又は刀剣類等の取扱いについて」（昭和33年3月28日蔵関第403号）に準じて取り扱うこととされたい。

3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い

通関の際に電磁石銃の該当性の判断等に疑義が生じた場合は、その都度、管轄の都道府県警察へ通関担当者から照会し、又は入国者等から照会させること。

財 関 第 1 1 4 号
令和 7 年 2 月 10 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 高村 泰夫

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う
電磁石銃の輸入時の取扱いについて

標記のことについて、別紙のとおり、警察庁生活安全局長から依頼があったことから、令和7年3月1日以降はこれにより実施することとなるので了知の上、関係職員及び関係者へ周知願いたい。

警察庁丙保発第2号
令和7年1月24日

財務省関税局長 殿

警察庁生活安全局長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う電磁石銃の輸入時の取扱いについて（依頼）

平素より警察行政への御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

電磁石銃の所持を原則禁止とし、許可制を導入することなどを内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号。以下「改正法」という。）が令和7年3月1日から施行されます。

つきましては、改正法の施行日以降における電磁石銃の通関時の取扱いについて、下記のとおり、特段の御配慮をお願いします。

記

1 規制の対象となる電磁石銃

改正法により規制の対象となる電磁石銃は、「電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるもの」（改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第2条第1項第3号）である。

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第2号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「府令」という。）第2条第1項において、電磁石銃が発射する弾丸の運動エネルギーの値の測定方法について、弾丸の速さ及び質量の測定値に基づき算出することとし、府令第3条において、規制の対象となる電磁石銃の威力の下限值である弾丸の運動エネルギーの値について、20.0ジュールとしている。

2 税関への確認依頼事項

(1) 電磁石銃所持許可証等の確認

本邦に上陸しようとする者（以下「入国者」という。）が電磁石銃を所持している場合又はその他の方法により電磁石銃が輸入される場合は、通関の際、入国者又は当該電磁石銃を輸入しようとする者（以下「入国者等」という。）から当該電磁石銃に係る所持許可証（府令別記様式第30号）の提示を受けることなどにより、提示された所持許可証に記載された所持許可者の氏名、電磁石銃の型式、特徴等から、当該入国者等が法第3条第1項第2号の2又は第3号に該当し、国内で適法に当該電磁石銃を所持することができるものであることを確認すること。

(2) 法第25条に係る警察への通報

入国者が電磁石銃を所持している場合は、法第25条第1項ただし書に該当する場合を除き、上陸地を管轄する都道府県警察に通報すること。

(3) その他

上記のほか、本邦に輸入される電磁石銃については、「本邦に輸入される銃砲又は刀剣類等の取扱いについて」（昭和33年3月28日蔵関第403号）に準じて取り扱うこととされたい。

3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い

通関の際に電磁石銃の該当性の判断等に疑義が生じた場合は、その都度、管轄の都道府県警察へ通関担当者から照会し、又は入国者等から照会させること。